

天龍峡第1公園倒木に係る損害賠償の額を定めることについて

1 発生日時、場所

令和6年2月26日（月）10時30分頃、飯田市川路4924番地・4915番地

2 相手方

(1) 住宅所有者

飯田市外在住

(2) 住宅居住者

飯田市内在住

3 損害賠償の額及び内容

(1) 住宅所有者

① 金額 8,140,000円

② 内容 建物（屋根、梁、柱、床、壁、窓等の一部）の原状復旧

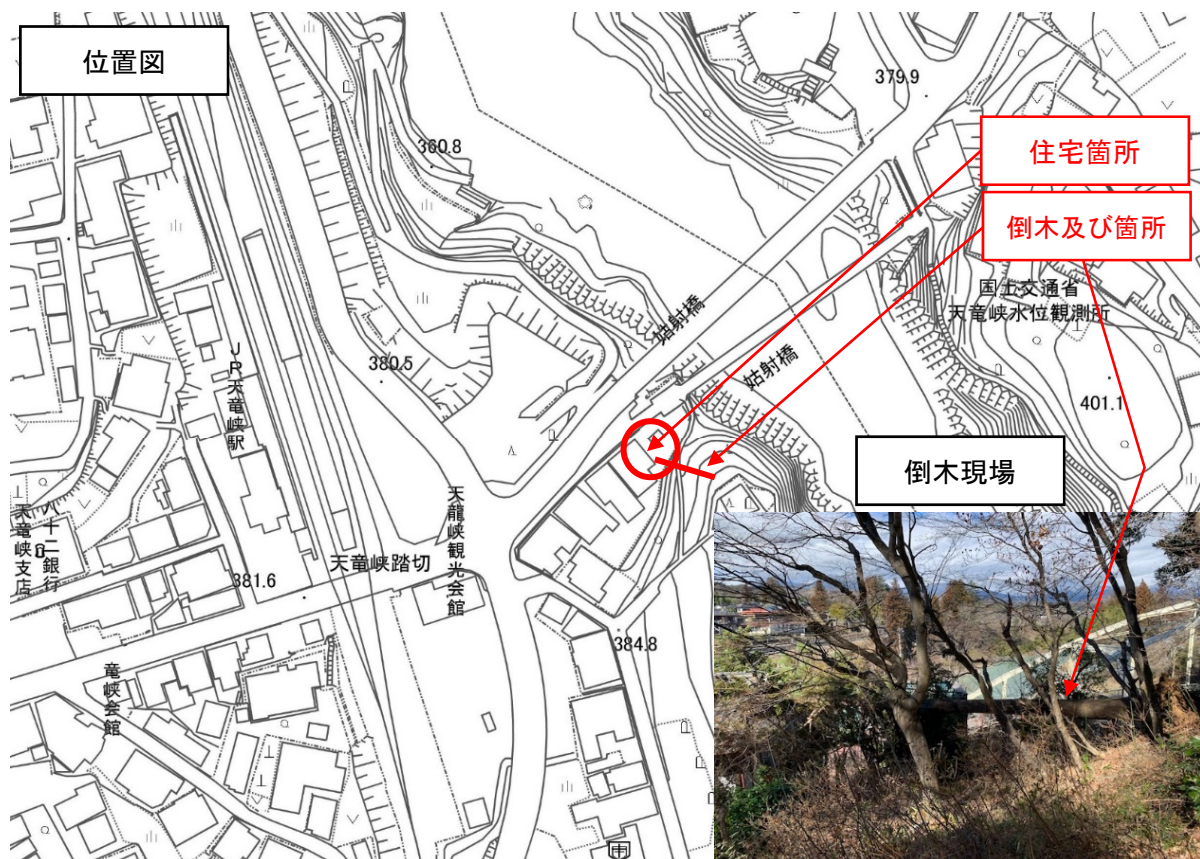
(2) 住宅居住者

① 金額 1,030,876円

② 内容 家財（家具・家電・衣類等）・給与の補償、慰謝料

4 事故の概要

令和6年2月26日（月）10時30分頃、天龍峡第1公園（飯田市川路4924番地）（土地所有者：飯田市）のモミの木（樹高15m程度、樹齢60年程度）が、隣接する住宅の敷地（飯田市川路4915番地）に倒れ、当該住宅の建物、家財等を破損・汚損し、相手方に損害を与えた。





住宅北側



住宅南側



住宅 1 階



住宅 2 階

5 市の対応状況

(1) 商業観光課

- ・倒木した樹木の撤去、住居の応急修理（令和 6 年 2 月 26 日～28 日）

(2) 税務課

- ・固定資産税の減免措置（令和 5 年度第 4 期分、令和 6 年度分）

(3) 危機管理課

- ・災害見舞金支給（50 千円）
- ・被災者生活再建支援金支給（500 千円）